(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
東京都港区東新橋一丁目一番四二から同区東新橋一丁目二番一九まで	前	四二・九二～四九・六〇メートル	〇〇・〇四七キロメートル
	後	四二・九二～五一・一〇メートル	〇〇・〇四七キロメートル
東京都港区東新橋二丁目一〇三番七から同区東新橋二丁目二〇一番六まで	前	三六・〇〇～四一・九五メートル	〇〇・〇二八キロメートル
	後	三六・〇〇～四四・四九メートル	〇〇・〇二八キロメートル
東京都港区東新橋二丁目三〇一番四から同区浜松町一丁目一番二まで	前	三七・一六～四九・一五メートル	〇〇・〇三一キロメートル
	後	三七・一六～五二・七五メートル	〇〇・〇三一キロメートル

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局東京国道事務所

○関東地方整備局告示第七十五号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年二月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年二月二十六日　関東地方整備局長　越智　繁雄

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四百六十八号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
久喜市北青柳字深町九四八番五から幸手市大字上高野字慶作前二七六三番二まで	前	〇・〇〇～六六・〇六メートル	四・七四八キロメートル
	後	二二・六五～六六・〇六メートル	四・七四八キロメートル
幸手市緑台一丁目五二五二番四七から同市大字木立字新切戸東五一〇番一まで	前	〇・〇〇～一四七・八一メートル	三・七七三キロメートル
	後	三四・九一～一四二・七八メートル	三・七七三キロメートル

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局北首都国道事務所

○関東地方整備局告示第七十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年二月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年二月二十六日　関東地方整備局長　越智　繁雄

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十五号	東京都港区東新橋一丁目一番四二から同区東新橋一丁目二番一九まで	関東地方整備局及び同局東京国道事務所
〃	東京都港区東新橋二丁目一〇三番七から同区東新橋二丁目一〇三番一三まで	〃
〃	東京都港区浜松町一丁目一番一から同区浜松町一丁目一番二まで	〃

供用開始の期日　平成二十七年二月二十六日

○近畿地方整備局告示第十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年二月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年二月二十六日　近畿地方整備局長　森　昌文

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二十四号	城陽市寺田今橋三五番から同市寺田金尾六〇番まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	近畿地方整備局及び同局京都国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年二月二十六日

○近畿地方整備局告示第十九号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年二月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年二月二十六日　近畿地方整備局長　森　昌文

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二十四号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
城陽市寺田今橋八四番から木津川市市坂水千二九番一まで	前	ＢＡ一〇・五〇～二〇・四〇メートル	四五・〇〇～二七三・〇〇キロメートル	上記Ａ及びＢは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	ＢＡ一〇・五〇～二〇・四〇メートル	四五・〇〇～二七三・〇〇キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局京都国道事務所

○近畿地方整備局告示第二十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年二月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年二月二十六日　近畿地方整備局長　森　昌文

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二十四号	城陽市寺田金尾六七番から同市寺田金尾七二番一まで	近畿地方整備局及び同局京都国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年二月二十六日

国会事項

衆議院

議決通知

二月二十四日本院は総合科学技術・イノベーション会議議員に久間和生、原山優子、内山田竹志及び橋本和仁を任命することに同意した旨内閣に通知した。

又同日本院は再就職等監視委員会委員長に大橋寛明を、同委員に伊東研祐、篠原文也、尾花眞理子及び笠京子を任命することに同意した旨内閣に通知した。

又同日本院は預金保険機構理事長に三國谷勝範を、同理事に久田高正及び髙口秀章を、同監事に町田恵美を任命することに同意した旨内閣に通知した。

又同日本院は国地方係争処理委員会委員に小早川光郎、髙橋寿一、牛尾陽子、牧原出及び渡井理佳子を任命することに同意した旨内閣に通知した。

又同日本院は電波監理審議会委員に吉田進及び松﨑陽子を任命することに同意した旨内閣に通知した。

又同日本院は日本放送協会経営委員会委員に井伊雅子、森下俊三、本田勝彦及び佐藤友美子を任命することに同意した旨内閣に通知した。

又同日本院は中央更生保護審査会委員に岳野尚代及び増田暢也を任命することに同意した旨内閣に通知した。

又同日本院は日本銀行政策委員会審議委員に原田泰を任命することに同意した旨内閣に通知した。

又同日本院は労働保険審査会委員に井上繁規及び東郷眞子を任命することに同意した旨内閣に通知した。

又同日本院は中央社会保険医療協議会公益委員に印南一路及び西村万里子を任命することに同意した旨内閣に通知した。

又同日本院は社会保険審査会委員に吉山敦子、森俊介及び後藤昭夫を任命することに同意した旨内閣に通知した。